

## 令和6年度 体育館夜間開放の利用団体申込について

鳥取聾学校では「鳥取県立学校体育施設開放要綱」に基づき、体育・スポーツ活動をされる県民の皆様に体育館の開放を行っています。

令和6年度の利用を希望する団体は下記の留意事項等を確認の上、2月26日(月)までにお申し込みください。

なお、申込多数の場合は抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

- 
- |                  |  |
|------------------|--|
| 1 開放施設           | 鳥取県立鳥取聾学校 体育館  |
| 2 開放日            | 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)<br>毎週 月曜日～金曜日のいずれか(ただし、通年的に利用される方に限る)<br>*学校行事等により、使用できない日があります。  |
| 3 開放時間           | 午後6時～午後8時、午後8時～午後10時のどちらか<br>*ただし他団体の利用希望がない場合は時間調整が可能です。  |
| 4 使用料<br>(実費相当額) | 使用1時間につき300円の照明使用料<br>*構成員のうち、児童生徒又は障がい者の割合が2分の1以上の団体については免除されます。  |
| 5 留意事項           | <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県立学校体育施設開放要綱第7条を遵守すること</li><li>・照明使用料を期限内に納入すること</li><li>・使用する用具は丁寧に取り扱うこと</li><li>・冷暖房機器は使用対象外であること</li></ul>  |
| 6 申込方法           | <ul style="list-style-type: none"><li>・別紙申込書に必要事項を記入の上、学校事務室へ直接持参、郵送、ファクシミリ又はメールのいずれかの方法により申込をお願いします。</li><li>・申込書を印刷できない場合は、土日祝を除く午前8時30分から午後4時30分までの間に来校いただき、事務室で記入をお願いします。</li><li>・利用団体決定後、申請書等を提出していただき使用許可書を発行します。</li></ul> |
| 7 申込締切           | 令和6年2月26日(月) 午後4時30分   |
| 8 その他            | <ul style="list-style-type: none"><li>・利用決定の可否は、メールで代表者様に連絡します。</li></ul>  |

担当 事務室 吉原

電話 0857-23-2031 FAX 0857-27-8606

電子メール [toriro-s@mailk.torikyo.ed.jp](mailto:toriro-s@mailk.torikyo.ed.jp)